

寒河江市選挙管理委員会告示第44号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者を、次のとおり変更したので、公職選挙法第25条の規定により告示します。

令和7年7月17日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

令和7年7月2日可決議第43号投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任についての別紙の表中、

「

寒河江市大字島	渡辺 孝一
---------	-------

」を
「

寒河江市大字寒河江甲	芳賀 智子
------------	-------

」に、
改める。